

安城市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

安城市長 三星元人

安城市条例第13号

安城市手数料条例の一部を改正する条例

安城市手数料条例（昭和39年条例第10号）の一部を次のように改正する。
附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（特定期間における多機能端末機に係る手数料の金額の特例）

- 2 令和8年6月1日から令和9年5月31日までの間、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用して多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。）により証明書を交付する場合における別表第9戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付の項、租税公課に関する証明の項、印鑑に関する証明の項及び住民票又は戸籍の附票の写しの交付の項の規定の適用については、これらの規定中「450円」とあり、及び「200円」とあるのは、「10円」とする。

附 則

この条例は、令和8年6月1日から施行する。